



平成 30 年 1 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社三越伊勢丹ホールディングス
代 表 者 代表取締役社長執行役員 杉江 俊彦
(コード：3099 東証第1部・福証)
問合せ先 業務本部総務部
コーポレートコミュニケーション担当長
滝口 一雄
電話番号 (03)6205-6003

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社の子会社である株式会社三越伊勢丹（以下、「同社」といいます）は、平成28年9月13日に東日本旅客鉄道株式会社において使用する制服の取引に関し、独占禁止法に基づく公正取引委員会による立ち入り検査を受け、以降、当社および同社は、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、当社および同社は、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、お知らせいたします。

本件に関しまして、お客さま、株主さま、お取引先さまをはじめ関係者の皆さまには、多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社および同社といたしましては、このたびの命令を厳粛に受け止め、早期の信頼回復を目指して再発防止の徹底に努めてまいります。

1. 排除措置命令の概要

東日本旅客鉄道株式会社が発注する制服の受注に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認すること、今後同様の行為が行われないう必要な措置を講じることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額：819万円

3. 今後の対応

当社グループは既に再発防止策を策定して実施しておりますが、今後もこれら施策を継続的に実施し、独占禁止法コンプライアンス体制の一層の強化を図ってまいります。

4. 業績への影響

平成 30 年 3 月期の連結業績に与える影響は軽微です。

以上